

トラック市共有在庫規約

第1条 (運営会社)

トラック市共有在庫(以下、「共有在庫サービス」)は、株式会社トラック市(以下、「当社」という)が運営する共有在庫システムで、トラック市会員及び当社が業務提携等で参加可能になった提携先(以下「提携先」という)を含め、当社及び出品者が保有している車両を出品・落札が出来るシステムのことをいう。

第2条 (取引の日時)

共有在庫サービスの商談申込は、当社営業日の午前9:00~午後5:00まで利用出来る。但し、当社は事前通知により共有在庫サービスを停止し、又は営業時間を短縮することがある。

第3条 (運営上の免責)

共有在庫サービスは、インターネットを利用したコンピューターシステム(以下、「共有在庫システム」という)である為、以下の場合には免責されるものとし、当社は一切の法的責任・賠償責任を負わないものとする。

- ① 接続環境、接続機器等の障害により正常な情報の受配信が行われなかった時
- ② コンピューターウイルスやスパイウェア等に起因する損害
- ③ 天変地異、災害等により共有在庫サービスの運営を継続する事が出来なかった時
- ④ 当社の判断により、共有在庫サービスの利用を制限している時
- ⑤ 出品車両の価格変更、出品取消等の更新が、共有在庫サービスに反映されるまでに落札された場合などにおいて、出品者が損害を受けた場合
- ⑥ 出品者の共有在庫サービスに出品した車両に関しての二重売り、誤搬出などで落札者に損害を与えた場合
- ⑦ 当社の営業時間外や日曜日などの休業時における各種受付の遅れによる損害が発生した場合

第4条 (規約の改定)

当社は、共有在庫サービスの変更などに応じて、本規約の全部又は一部を改訂出来るものとする。

第5条 (登録車両の要件)

登録車両は、次の各号の要件を具備していなければならない。

- ① 違法車(接合車・盗難車・差し押え車等)でないこと。
抵当権設定車(解除不能)、差し押え車、盗難車等、法的に問題ある車両は登録出来ない。
- ② 不動車ではないこと。
- ③ メーター改ざん車ではない事。
但し、走行距離欄・備考/特記事項欄・状態表等にメーター改ざんである表記がされている場合は、登録出来るものとする。
- ④ 冠水車ではないこと。車両が災害や自らの浸水により、ルーム内でシート、クッション部以上、機関上ではE/G、ミッション以上冠水した車両とする。
但し、備考/特記事項欄・状態表等に表記すれば登録出来るものとする。
- ⑤ 車検付車両は、ナンバープレート及び封印が取付けられていること。
但し、営業ナンバー車は登録出来ない。
- ⑥ 車検付車両は、自賠償保険(本土用)のものであること。

- ⑦ 車検付事業用及びレンタル車両は、抹消又は自家用に変更するものとする。
- ⑧ 保安基準に適合する車両であり、譲渡書類を提出できる車両であること。
- ⑨ 車体番号または製造番号が確認出来、不正打刻でないことダブル移転(会社合併を除く)、名義人死亡相続(共同相続)、法人解散、倒産等の車両は登録店名義に変更しておくものとする。
- ⑩ 未登録車でないこと
- ⑪ バッテリーでエンジン始動ができ、公道で自走可能な車両である事(トレーラー除く)
- ⑫ 架装物の書類が必要な特殊車両で書類がない場合は、表記を行う事。
- ⑬ 国内の店舗等に保管されている車両であること

第6条 (出品者の義務)

出品者は、次の各号の義務を履行する。

- ① 出品者は、車両の仕様、品質、瑕疵の箇所を誠実に申告しなければならない。
- ② 出品者は、出品車両の状態の内容に誤りがある場合は、速やかに変更しなければならない。
- ③ 出品者は、登録車両の在庫がなくなった場合、共有在庫システムから速やかに削除しなければならない。

第7条 (登録車両の価格)

登録車両の価格は、出品者の自由の裁量によるものとする。

第8条 (現車確認)

原則は、落札希望者の現車確認は出来ないものとする。

但し、事前に現車確認依頼を行った上で、出品者が認める場合はその限りではない。

現車確認後に売買成立した場合、クレーム及びキャンセルは重大なクレーム以外は、一切認めない。

第9条 (商談の義務)

- ① 提携先は、落札しようとする登録車両の情報及び本規約を十分に把握、合意した上で商談に入らなければならない。
- ② 出品者は、提携先から当社に商談の申込があった場合は、速やかに回答しなければならない。

第10条 (商談申込み)

提携先は共有在庫システムを通じて商談の申込を行うものとする。

第11条 (価格交渉)

価格交渉の申込は、共有在庫システム経由のみとし、その他の申込方法は不可とする。

第12条 (落札)

提携先は、商談を申し込んだ時点で、車両を落札しなければならない。

第13条 (落札の義務)

落札者は、次の各号の義務を履行しなければならない。

- ① 落札しようとする車両について、その内容を十分に確認すること。必要に応じて仕様等の不明点は問合せを行うこと。
- ② 落札後の車両のクレームについては、その解決に建設的に協力し、当社の裁定に従わなければならない。クレームにかかる車両であっても、車両代金、落札手数料、自動車税等は通常通り支払うものとする。
- ③ 落札した車両の譲渡書類は到着後、速やかにその内容を確認すること。

- ④ 落札した車両を第三者に転売したときは、クレームを申し立てる事ができず、そのことから生じる一切の損害については落札者の負担とし、当社、出品者は一切責任を負わない。
- ⑤ 商談の申込を取消すことは出来ない。
但し、商談申込から翌当社営業時間内を経過しても在庫確認が取れない場合は、商談の取消が出来るものとする。

第 14 条（キャンセル料の支払いによる契約解除）

- ① 出品者および落札者は、当社の営業時間内で当社及び出品者が認めた場合に限り、次項に定めるキャンセル料を支払う事により、当該売買契約を解除する事が出来る。
尚、諸手数料、実費等が発生した場合はキャンセルを申し出た者が負担する。
- ② 売買契約成立日当日のキャンセル料は、以下の通りとする。

(ア)大型トラック、中型トラック	150,000 円
(イ)小型トラック、商用車バン、乗用車	100,000 円
(ウ)トレーラー（被牽引車）	100,000 円
- ③ 売買契約成立日翌日以後 3 日以内のキャンセル料は、以下の通りとする。

(ア)大型トラック、中型トラック	300,000 円
(イ)小型トラック、中型トラック	150,000 円
(ウ)トレーラー（被牽引車）	150,000 円

第 15 条（車両輸送手続）

- ① 車両の引取は、引取場所を確認の上、落札者の負担にて手配を行うものとする。
- ② 出品者は、落札された車両を 7 日以内に引き渡しができる状態にしておくこととする。
但し、事前に引取日の延長を事前に申し出を行い、落札者が了承した場合はこの限りではない。
- ③ 落札車両の引き渡し時点で、落札車両と落札日に登録された車両情報の内容が一致しなければならない。
但し、落札前に事前の申し出があり、落札者が了承した場合はその限りではない。
- ④ 出品者は、落札された車両を引き渡した日付を証明出来る書類を保管しなければならない。
- ⑤ 落札者は、落札された車両を受領した日付を証明出来る書類を保管しなければならない。
- ⑥ 出品者側から出庫した後に、落札した車両に生じたトラブルについては、落札者がクレームとして申請し、当社事務局の裁定を仰ぐこととする。
- ⑦ 落札された車両の引き渡し、輸送中の事故等、荷役、受領に関するトラブルや損害に関して、当社は一切責任を負わないものとする。

第 16 条（登録書類）

- ① 出品者は落札車両の登録書類（架装物の書類・納税証明書・リサイクル券等含む）を、落札日含む当社 7 営業日以内に当社に到着させなければならない。
- ② 落札車両の登録書類は、全国で登録可能なもので、且つ、有効期間が落札日の属する月の翌月末以上のものでなければならない。
但し、当社が認めた場合はその限りではない。
- ③ 車検残存期間が、落札日の属する月から翌月末満のものは、原則として抹消膳本渡しとする。
但し、車検切れナンバー付き車両については、継続車検に必要な書類を添付しなければならない。
- ④ 登録書類は全て差替え可能なものでなければならない。倒産及びダブル移転並びに死亡相続の書類は、取り扱いが全国で異なる為、自社名義にしたものとする。

第 17 条（移転登録の実施）

- ① 落札者は、落札日の属する月の翌月末までに車両及び架装物の移転登録手続きを完了しなければならない。
- ② 落札者は、移転登録を完了したことを証明する書面を、落札日の属する月の翌々月 5 日までに当社に送付し、通知しなければならない。
- ③ 落札者は、第 1 項記載の期限を越えて移転登録した場合、移転登録遅延違約金として 5,000 円を当社に支払わなければならない。以後、1 日遅延するごとに 1,000 円を加算する。
又、架装物に対する違約金も同様に扱うものとする。
- ④ 移転登録遅れによって発生した問題の責任は（預り自動税相当額の返金を含む）、全て落札者が負わなければならない。
- ⑤ 落札者が名義変更前の車両で交通違反等(迷惑駐車含む)をおこし、出品者及び旧所有者等に迷惑をかけた場合は、落札者はペナルティ 50,000 円を科されると共に、レッカー代、駐車違反反則金など、出品者又は旧所有者等が負担しなければならなくなった実費を支払う。又その他一切の責任と賠償も落札者が負うものとする。

第 18 条（自動車税の処理）

- ① 自動車税の預かり金は、落札日の属する月の翌月末を起算とする当年度残月分相当額とし、落札者より預かる。その後、落札者が抹消登録した場合、落札日の属する月と同月内の抹消登録は全額を落札者へ、翌月以降は繰り越した月分を出品者に支払い、残金を落札者へ返金する。
尚、自動車税相当は東京都税を基準とする。
- ② 落札された車両の自動車税の未納が発覚し、落札者が自動車税を立替えた場合は、立て替えた自動車税相当額を出品者に請求するものとする。
但し、自動車税納付期限内は除く。

第 19 条（登録書類差し替え及び再発行違約金）

落札者は、落札車両について引き渡された登録書類を紛失又は失効させた場合は、出品者の了承を得た上で、再発行が可能な書類である場合に限り、登録書類差し替え及び再発行違約金として、出品者に対し 20,000 円/点と実費(再取得費用)を支払わなければならない。
但し、自動車損害賠償責任保険証券の再交付は受け付けない。

第 20 条（クレーム）

- ① クレームが発生した場合、出品者及び落札者は、誠意をもって、円満に解決するよう努力しなければならない。
- ② クレームを申し立てる場合は、必ず提携先 AI-NET を通じて連絡するものとし、落札者が当社、出品者及び前名義人等に直接連絡する事を禁じる。
- ③ 落札者が、落札後に旧所有者等へ直接連絡及び出品者が落札者等へ許可なく直接連絡した場合は、当社の定めるペナルティ料を科すものとする。
尚、当社の裁定により、ペナルティ料の他、取引停止等のペナルティを科す場合がある。
- ④ クレームが発生した場合、当社は本規約及び中立的立場から公正に裁定するよう努めるものとし、裁定した結果については当事者双方共に従わなければならない。
- ⑤ 出品者は、車両の出品に際して、車両状態の確認を行い、出品した車両の内装のダメージ、期間機構の状態や不具合を誠実に申告し、クレームの発生を事前に防止しなければならない。
- ⑥ 落札者は、車両状態を十分に確認し、落札した場合はクレーム申請期限内に車両の確認をしなければならない。

⑦ クレーム申請に伴う費用（見積費用等）については、落札者の負担とする。

第 21 条（クレーム処理基準）

- ① クレーム申請の受付は、1 台につき 1 回のみとし、クレーム内容を確認出来るもの（写真等）を提出する必要がある。
但し、当社が認めた場合はその限りではない。
- ② 内外装、ガラス、オイル漏れの事項については、落札車両到着日から当社翌営業日 17 時までに関り受付するものとする。
- ③ その他の事項のクレーム受付は、落札車両到着日を含む当社 3 営業日以内とする。
※その他の事項とは以下を指す。
 - 機構部位（エンジン・ミッション・デフ等）
 - 下廻り部位（マフラー・サスペンション等）
 - 装備品（エアコン・パワステ等）
 - 架装、特装物、ラジコン、リモコン
- ④ 書類関係のクレーム(以下の事項)の受付期間は、提携先が落札者に対し、書類発送した日を含む 5 日以内とする。
 - 落札車両の型式、燃料、グレード、車検期限、年式、積載量に相違があるとき
 - 構造変更の不備等が判明したとき
- ⑤ フレーム打刻（車台番号）に関するクレームは落札日を含む 30 日以内とする。
- ⑥ 以下の事項については、落札者は、当該事項である証明する書類等を提示した上で、出品者の故意・過失の有無を問わず重大クレームとし、ペナルティとして 100,000 円（メーター改ざんの場合は、50,000 円）と当社が認めた落札者の実費（補修費、往復陸送費。但し、逸失利益、損害賠償等は除く）を支払う事とする。受付期間は落札車両到着日含む 180 日以内とし、当該受付期間内に限り、売買契約の解除が出来る。
 - 落札車両が接合車（ニコイチ）であるとき。
 - 落札車両が、冠水車（災害車）であるとき。
 - 落札車両が、「走行不明」等の記載がなくメーター改ざん車であったとき。
 - 落札車両が差押え車であるとき。
 - 落札車両が、盗難車である事が判明したとき。
 - 落札車両が、書類等の偽造により流通している事実が判明したとき。
 - 落札車両の所有権を出品者以外の第三者が有しており、落札者が落札車両の所有権を取得できなかったとき。
 - 落札車両がその他法的問題車に該当するとき。
- ⑦ 細部にわたる具体的項目についての裁定基準は、別表にて表示する。
- ⑧ クレーム申請及び裁定を下す前に、落札車両の修正等を行った場合、移転登録を行った場合は、クレーム申請は取消とする。

第 22 条（非クレーム対象・免責）

落札した車両について、次の各号の一に該当する場合は、出品者を免責とし、クレーム対象と扱わず、契約解除及び落札価格の減額請求等に応じない。

- ① クレーム申請期限を超過したとき。
- ② クレーム内容が、メーカー保証にて対応可能なもの。メーカー保証による対応を求めるために要する全ての費用は、落札者負担とする。
- ③ 当社及び出品者に許可なく加修・修正等をした場合。但し、当社が状況を確認し、やむを得ないと判断した場合は除く。
- ④ 落札後に落札者が移転登録や抹消登録した車両。

- ⑤ 第三者と売買契約締結後又は第三者に車両を引き渡した場合
- ⑥ クレーム申請中にオークションへ出品した場合
- ⑦ 落札車両を落札者が受領した日付を証明できる書類がない場合
- ⑧ 落札者が、直接当社、出品者及び前名義人に連絡をした場合
- ⑨ 落札者からクレーム申請受理後、当社 3 営業日以上落札者と連絡が取れない場合
- ⑩ 車両価格が 20 万以下の車両
- ⑪ 部品単価（新品）が 3 万円未満の部品
- ⑫ 修正に係る工賃
- ⑬ 現車確認を行った車両を落札したとき。但し、重大なクレームは除く。
- ⑭ 消耗品
- ⑮ トレーラー（被牽引車）
- ⑯ 同じ車両への 2 回目以降のクレーム申請
- ⑰ 初年度登録から 12 年以上経過した車両。但し、事務局が認めた特殊車及び架装物が機能しない場合は除く
- ⑱ 日本国外へ輸出（国内税関の通過も含む）された車両

第 23 条（クレーム処理）

- ① クレームは、車両代金の減額、部品支給、契約解除、ペナルティ、搬送費、キャンセル料等によって処理する。又、契約解除等により発生する逸失利益については一切認めない。
- ② 細部にわたる具体的項目についての裁定基準は、別表にて表示する。

第 24 条（契約の解除）

落札した車両について次の各号の一に該当する事由が存する場合には、出品者又は落札者の申し出に基づき、当社にて即時売買契約を解除する事が出来る。

- ① 第 5 条、その他本規約に反している場合。
- ② 落札した車両の所有権を出品者以外の第三者が有しており、落札日から 90 日以内に落札者が落札した車両の所有権を取得出来なかった場合。

第 25 条（消費税）

本規約に定める車両代金、手数料、キャンセル料等の支払いに際して、消費税を付加して支払うものとする。

第 26 条（紛争処理）

- ① 共有在庫サービスの運営および本規約に関して落札者・出品者間に生じた争いについては、規約に準じて当社が公平かつ中立的な立場で双方の利害を調整し、必要に応じて裁定を行う事が出来るものとする。その場合、当事者双方は当社の判断に無条件で従うものとします。
- ② 出品者及び落札者は、共有在庫サービスにおける売買契約に関して生じた紛争につき、本規約の定めに従って解決しなければならず、当社や当該売買契約の相手方に対し本規約に定める方法以外の主張や請求等（例えば、錯誤無効や契約不適合責任などの民法上の規定に基づく主張やその他の法令に基づく主張や請求等）をすることは出来ないものとする。

第 27 条（施行）

本規約は、令和 4 年 2 月 1 日に施行する。

(別表)

トラック市共有在庫サービスクレーム受付期間・裁定基準

免責：工賃及び部品単価（新品）3万円未満の部品

区分：小型：軽商用車～2 t ベース車 中型：4 t ベース車 大型：贈トン車及び大型車

	クレーム内容	受付期間	裁定基準
内外装	①キズ・破れ・汚れ・異臭・悪臭	車両到着日翌営業日まで	申告と著しく異なる場合に限る
	②キャビン・箱物等の雨漏れ	車両到着日含む3営業日以内	
	③標準部品の欠陥	車両到着日翌営業日まで	中古車という概念に基づき、状況に応じた処理(基本、現物支給)。免責分はノークレーム。ホイールナット・リモコンキーの欠品はノークレーム
	④ガラス類のワレ/キズ・レンズ類のワレ	車両到着日翌営業日まで	飛石・リペア可能なキズ等はノークレーム 申告・表記済はノークレーム
	⑤ジャッキ、工具、スペアタイヤ欠品	車両到着日翌営業日まで	中古車という概念に基づき、状況に応じた処理(基本、現物支給)。記載の場合はノークレーム
電装	①モーター類(PW/電格ミラー/ワイパー類)の不良	車両到着日の翌営業日まで	新車登録より5年以内10万km未満を対象。記載の場合はノークレーム 軽微な異音、オイルにじみ等は除外
	②ACコンプレッサーエバポレーター、ダイナモ不良、セルモーター不良	車両到着日含む3営業日以内	
	③メーター類の不良	車両到着日含む3営業日以内	
	④オドメーターの不良	車両到着日含む3営業日以内	契約解除もありうる。(実走行車に限る)
事故	修復歴の発覚	車両到着日含む3営業日以内	値引又はキャンセル。但し、申告・表記済の場合は、ノークレーム
機関	①エンジン内部の不良(メタル/ピストン/圧縮)	車両到着日含む3営業日以内	エンジン不調(軽微な整備で直るもの)は除く。10万km以上でのE/Gバルブシール(白煙)はノークレーム
	②エンジンヘッド・ガスケット抜け	車両到着日含む3営業日以内	小型10万km未満まで。中型・大型は20万km未満まで。
	③エンジン前後クランクシャフト、オイルシール不良	車両等到着日含む3営業日以内	小型10万km未満まで。中型・大型は20万km未満まで。
	④ターボ等の過給器系の不良又は改造	車両到着日含む3営業日以内	小型10万km未満まで。中型・大型は20万km未満まで。 社外品等の改造車は当社判断にて裁定
	⑤噴射ポンプ不良・燃料漏れ	車両到着日含む3営業日以内	小型10万km未満まで。中型・大型は20万km未満まで。軽微な漏れは除く
	⑥マウントブッシュ類の不良	車両到着日含む3営業日以内	クレームになる場合有り(当社判断)
	⑦コンピューター不良	車両到着日含む3営業日以内	
	⑧PS不良(ボックス/ポンプ/4WS等)	車両到着日含む3営業日以内	10万km未満。
	⑧エンジン規格外部品の載せ替え	車両到着日含む180日以内	原則は、契約解除+実費
⑨ラジエーター、ウォーターポンプ オイルクーラーの不良	車両到着日含む3営業日以内	小型10万km未満まで。中型・大型は20万km未満まで。	

機 構	①マフラー不良・違法マフラー	車両到着日含む3営業日以内	新車より3年未満及び10万km未満 違法マフラーは当社判断
	②MT/AT/デフの不良	車両到着日含む3営業日以内	小型10万km未満まで。中型・大型は20万 km未満まで。オイル漏れはノークレーム
	③ミッションケースのオイル漏れ	車両到着日翌営業日まで	
	④ミッション載せ替え(AT⇒MT等)又は 規格外等の明記無き場合	車両到着日含む3営業日以内	
	⑤ドライブシャフト、プロペラシャフト	車両到着日含む3営業日以内	小型10万km未満まで。中型・大型は20万 km未満まで。中古部品供給又は値引き対応
	⑥ブレーキ系の不良(ディスクパッド、ディ スクローターは除く)、ABSの不良	車両到着日含む3営業日以内	小型10万km未満まで。中型大型は20万km 未満まで
	⑦PSギアBOX,ポンプ等の不良	車両到着日含む3営業日以内	但し、オイルのにじみ等はノークレーム
	⑧サスの不良、改造(ショックを除く)	車両到着日含む3営業日以内	
	⑨エアバッグの欠品・不良	車両到着日含む3営業日以内	
	⑩エアーコンプレッサー(バキューム含む)	車両到着日含む3営業日以内	10万km未満まで。
	⑪F/Rアスクル不良(トラニオン関係及び スプリング)	車両到着日含む3営業日以内	
	⑫PTO不良	車両到着日含む3営業日以内	
	⑬架装物の動作不良	車両到着日含む3営業日以内	
	⑭架装物のオイル漏れ	車両到着日翌営業日まで	軽微なオイルの漏れはノークレーム
	⑮ミッションの機構違い	車両到着日翌営業日まで	
⑯クラッチ滑り/AT滑り/変速ショック	車両到着日含む3営業日以内	オイル漏れ、軽微なものはノークレーム	
誤 入 力	①型式・燃料の違い	書類発送後7営業日以内	契約解除もありうる
	②AC/PS/PW/ターボの有無	車両到着日含む3営業日以内	
	③AT/MTの誤入力	車両到着日翌営業日まで	セミオートマとATは同等と見なす為、 いずれかの記載があればノークレーム M/Tクラッチレス車はセミオートマに該当
	④ミッションの段数違い	車両到着日翌営業日まで	
	⑤高床/全低床/低床・シングル/ダブルタイヤ	車両到着日翌営業日まで	記入無きものはノークレーム
	⑥グレードの違い	書類発送後7営業日まで	契約解除時ペナルティ 30,000円
	⑦車検期限の違い	書類発送後7営業日以内	一律6,000円
	⑧年式違い、国内初年度登録違い	書類発送後7営業日以内	原則、契約解除 違約金30,000円
	⑨架装物に関する誤入力	車両到着日含む3日以内	原則、契約解除 違約金30,000円
	⑩架装物書類の誤記、又は記載不備	書類発送後7営業日以内	原則、契約解除
	⑪積載量の違い	書類発送後7営業日以内	原則、契約解除
	⑫走行距離の違い	車両到着日含む3営業日以内	原則、契約解除。但し、走行距離+1,000km以 上の違いを対象とする。
	⑭走行距離不明/メーター改ざんの未入力	車両到着日含む180日以内	契約解除
	⑮整備手帳(保証書)・記録簿の有無	車両到着日翌営業日まで、又は 書類発送後5営業日以内	違約金15,000円
	⑯構造変更必要の有無	車両到着後3営業日以内、又は 書類発送後7営業日以内	原則、契約解除
	そ の 他 ①	①法的問題車両	車両到着日含む180日以内
②接合車両		車両到着日含む180日以内	契約解除 違約金100,000円+実費
③冠水車(災害車)		車両到着日含む180日以内	契約解除 違約金100,000円+実費
④メーター改ざん車両		車両到着日含む180日以内	契約解除 違約金50,000円+実費
⑤NOX不適合車両		書類発送後7営業日以内	原則、契約解除

1・4 ナンバーの車両のみに適用			
	クレーム内容	受付期間	裁定基準
その 他 ②	①車検証形状相違	書類到着日含む3営業日以内	②、⑦については、車検取得時に支障があると認められた場合のみクレーム裁定対象となる。 ③については、上物の年式が2年以上古い場合のみクレーム裁定対象
	②積載量相違・寸法(緒元)装置		
	③上物ボディ載せ替え		
	④上物証明書類の有⇒無		
	⑤型式に「改」表記無し		
	⑥構造変更を必要とし、申告が無い場合		
	⑦3t吊り以上のクレーン車や特殊車両の必要書類(クレーン検査証の有無)		
	⑧ミッションの機構違い		

特記事項

1. 整備記録とは、前回の法定点検又は車検記録簿とする
2. 整備手帳とは、ディーラーもしくは認証工場発行のものとする。
3. 危険物運送車両等の特殊車両を登録する場合は、容器証明又は機構証明等、道路運送車両の保安基準の適否及び書類の有無を明記のこと。明記の無いものは、適合、書類有とみなす。
4. 実費とは、売却及び落札手数料、輸送費(往復)、整備費、その他手数料の事をいい、逸失利益は含まない。
5. クレームによる契約解除車両の輸送費(往復)の上限は、落札者・出品者間までの距離とする。
6. クレーム申請時に要する費用(見積書費用等)は、落札者が負担し、その後のクレーム裁定により最終的な負担者を決定する。
7. クレーム内容がメーカー保証対応出来る場合、クレームを受け付けない。その際に要する費用は、落札者で負担する。
8. 出品者より出庫する際にガス欠・パンク等が発生していた場合は、出品者の責任において対応し、陸送が出来る状態にしておかなければならない。